

地域づくり総合交付金 制度の概要

北海道地域振興条例に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、平成22年度からスタートした制度です。

■ 事業構成

○地域づくり推進事業

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について支援。

<対象事業>

(1) 一般事業

社会福祉事業、教育文化振興事業、生活環境整備・地域づくり事業、スポーツ振興事業、観光レクリエーション振興事業、産業振興事業、港湾利用促進事業、省エネルギー・新エネルギー振興事業、権限移譲推進事業、地域医療対策事業、地域防災力強化事業、市町村広域行政に関する事業、合併市町村まちづくり推進事業、地域重点プロジェクト推進事業、地域政策コラボ事業、新型コロナウイルス感染症対策推進事業

(2) 福祉振興・介護保険基盤整備事業

社会福祉基盤整備事業、福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業

(3) 地域産業基盤等整備事業

小規模土地改良事業、小規模林道整備事業、小規模治山事業、船揚場整備事業

(4) エゾシカ緊急対策事業

(5) 集落維持・活性化促進事業

集落デマンド交通導入事業、集落巡回販売(買物支援)事業、集落空き家・空き店舗活用促進事業、公設民営施設整備事業、その他集落対策事業

(6) 水資源保全推進事業

(7) デジタルチャレンジ推進事業

(8) ゼロカーボン推進事業

○特定課題対策事業

1 全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題のうち、緊急的な解決を目的として市町村等が取り組む事業に要する経費について支援。

<対象事業>

(1) 道の重要施策の推進のため、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業

(2) 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業

(3) 地域における懸案課題の解決が図られる事業(流木処理対策事業)

2 胆振東部地震被災森林再生加速化事業

胆振東部地震により被災した森林の再生に向けた取組を支援。

○広域連携加速化事業

人口減少の進行により顕在化する各種課題を克服して行政サービスを維持・確保し、地域活性化等の地域創生に向けた取組を実現していくため、市町村が相互補完と役割分担によって広域的な連携を行い、自主性や独自性を保ちながら持続可能な地域づくりに資するために支援。

■ 事業体系

事業区分		交付対象者		上限額	下限額	単位	交付率
地域づくり推進事業	一般事業	ハード系事業	市町村	1億円	500万円	10万円	1/2以内
			一部事務組合、広域連合	2億円			
		ソフト系事業	市町村	500万円			
			一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1千万円			
	福祉振興・基盤整備事業	介護保険備事業	市町村(政令市、中核市を除く)、一部事務組合、広域連合	300万円	10万円	1千円	
			市町村、土地改良区、農協、振興局長が認める団体	400万円	50万円	1千円	
			市町村、森林組合	100万円 ~設定なし	10万円 ~500万円		
			市町村	設定なし	500万円		
	地域産業基盤整備事業	小規模土地改良事業	市町村	1千万円	100万円		
		小規模林道整備事業	市町村	設定なし	500万円		
小規模治山事業	市町村	1千万円	100万円				
船揚場整備事業	市町村	1千万円	100万円				
エゾシカ緊急対策事業	エゾシカ捕獲等を目的とした協議会等(市町村が構成員として含まれている協議会等に限る)	市町村	交付対象経費の2割以内	1万円	1万円		
集落維持・活性化促進事業	ハード系事業	市町村	1億円	50万円	10万円	1/2以内	
		一部事務組合、広域連合	2億円				
集落維持・活性化促進事業	ソフト系事業	市町村	500万円	50万円	10万円	1/2以内	
		一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1千万円				
水資源保全推進事業	市町村	300万円	50万円	1万円	1/2以内(森林) 1/3以内(その他)		
デジタルチャレンジ推進事業	市町村とIoTのノウハウを持つ民間事業者等によるコンソーシアム	1千万円	100万円	1千円	1/2以内		
ゼロカーボン推進事業	ハード系事業	市町村、複数の市町村で構成する協議会等、地域脱炭素化を目的に市町村が出資もしくは構成員として参画する団体等	1千万円	50万円	10万円	1/2以内	
			500万円				
特定課題対策事業	ハード系事業	市町村	1億円	1千万円	10万円	1/2以内	
	一部事務組合、広域連合	2億円					
	ソフト系事業	市町村、一部事務組合、広域連合、知事が認める団体	2千万円	500万円			
胆振東部地震被災森林再生加速化事業	市町村	事業費の5.5/100	—	円	1/2以内		
広域連携加速化事業	国の広域連携制度の活用が困難な市町村を1/2以上含む地域(市町村、連携市町村で構成する協議会)	1千万円	—	10万円	定額		

